

政令第 号

道路運送車両法施行令及び国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、道路運送車両法の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十九号）の一部の施行に伴い、並びに道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第六十三条の二第二項及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（道路運送車両法施行令の一部改正）

第一条 道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第九条を第十条とし、第六条から第八条までを一条ずつ繰り下げ、第五条の次に次の一条を加える。

（特定後付装置）

第六条 法第六十三条の二第二項の政令で定める後付装置は、タイヤ及び年少者用補助乗車装置（幼児その他の年少者を乗車させる際、座席ベルトに代わる機能を果たさせるため、又は座席ベルトの機能を確保するために座席に固定して用いる乗車装置をいう。）とする。

（国土交通省組織令の一部改正）

第二条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三百三十七条第三号中「基準不適合自動車」の下に「及び基準不適合特定後付装置」を加える。

附 則

この政令は、道路運送車両法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成十六年一月一日）から施行する。

理由

道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、特定後付装置を定める等の必要があるからである。